

平成22年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

日 時 平成23年3月2日（水）午後3時00分～午後5時00分

場 所 長崎検察審査会会議室

出席者

（ 委 員 ） 安達一藏，石井義規，井田洋子，井上昭宏，岩下加代子，
里正善，滝本裕，水上正博，森永玲，米山正明
（五十音順，敬称略）

（オブザーバー） 須田民事部総括判事

（事務担当者） 豊岡事務局長，山中民事首席書記官，濱崎刑事首席書記官，
丸尾総務課長

議事要領

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議

（※ ○は委員長及び委員の発言。以下同じ。）

民事裁判の現状について

初めに，長崎地方裁判所民事部の須田部総括判事が民事裁判の現状について説明を行った上で，協議に入った。

○ 先程の説明では，弁護士的人数は増えているが民事訴訟の代理人選任率があまり変わっていないとのことだが，そうすると各弁護士の負担が軽くなってきているということなのか。

○ 弁護士の負担が以前より軽くなったという話は聞いたことがない。弁護士的人数が増えれば，弁護士への依頼が増え，事件数が増えるはずだと以前は思われていたが，現状はそういうことにはなっていないと思う。

○ 弁護士的人数が増えれば，弁護士へのアクセスが容易になり，以前であ

れば依頼していなかった事件が弁護士へ依頼されるようになり，事件の掘り起こし効果があると考えられていたが，実際には過払金訴訟以外ではそういう効果はあまり出ていないのか。

- 長崎市内では10年で弁護士数が2倍位になったが，事件数はそんなに増えていない。ただし，弁護士がいなかった離島等に弁護士事務所ができると，ある程度は事件の掘り起こしの効果が出ていると思われる。
- 宣伝がやりやすく，分かりやすい過払金訴訟についてはどんどん掘り起こされているように思うが，その他の一般的な訴訟については，それほど掘り起こされていないのではないのか。
- 民事訴訟が増えていかないのは，民事訴訟が利用しにくい手続とされているからなのか。そもそも民事訴訟は利用しやすくなってきているのだろうか。一般的な国民の感覚としてはどうなのだろうか。
- 民事訴訟となると，やはり費用の問題がどうしてもでてくるので，皆さん二の足を踏むのではないのか。
- 弁護士費用については，法テラスの法律扶助制度があるので，ある程度依頼しやすくなっていると思うが，法テラスを含め弁護士会の宣伝が足りないのかもしれない。
- そもそも民事訴訟はあまり身近なものではないと思う。身近な人が民事訴訟をしたという話はあまり聞いたことがない。もう少し弁護士への法律相談を身近なものにしてはどうだろうか。
- 長崎で言えば，以前は週二回実施していた法律相談を，現在は，ほぼ毎日どこかで法律相談が受けられる態勢になっているが，過払金訴訟がピークを過ぎてからは，法律相談に来る人はそれ程多くない状況にある。
- 無料法律相談会が以前よりも増えているのに，相談者が増えないのは，そもそもニーズが少ないからなのか。それともPR不足の問題なのだろうか。

- 民事訴訟が増えないのは、日本人の心理的な問題なのかもしれない。フランスでは弁護士を付けないと民事裁判はできないので、そういうシステム的な面があるかもしれない。そもそも民事訴訟が多い社会が良い社会かどうかというのも、皆さん疑問があるのではないか。
- 裁判をする前でも弁護士に依頼して間に入れてもらおうと、直接相手方とやり取りをしなくてよくなる。これは弁護士を利用する大きなメリットだと思う。ただ、さらに民事訴訟までいくと費用がかさむので、やはり二の足を踏んでしまうのだと思う。
- 過払金訴訟は自分にお金が返ってくる見通しがある程度立っているので、簡単に訴訟を起こせるが、その他の訴訟は必ず勝てるかどうか分からないので、簡単に訴訟を起こすことができず、利用度が増えないのではないか。
- 労働審判は、手続を利用する人にとって、短い期間で、紛争解決の見込みがあるので、顕著に事件数が増えているようだが、通常の民事訴訟は一般の人にとってはまだまだハードルが高いように思われる。
- 無料法律相談をPRしても、そもそも法律相談の需要がそこまであるのだろうか。
- 民事訴訟はやはり費用の問題が大きいと思われる。最近では、自動車保険の弁護士特約を利用して、弁護士への相談や弁護士による示談が多くなっている。これは弁護士費用が保険で賄われるから弁護士を利用しているのだと思う。
- 何か問題が発生した時に、弁護士を利用することができる保険のようなものがあれば、弁護士を利用することが増えるのではないか。
- 統計上では、配偶者暴力保護命令事件が一定数あるようだが、実際に長崎でもそのような事件が起きているのか。
- DV事件は、刑事事件となるケースもそれなりに多いし、市役所にも相

談があるので、一定数あると思われる。

- 被害者が警察や市役所に相談に行った際に、裁判所の手続についての説明がされているのか。
- それらの窓口に行けば、裁判所の手続についての説明がなされていると聞いている。
- 20年前から民間で「お悩み電話相談」ということをやっていたが、夫からの暴力で悩んでいる人は多いようだった。また、暴力を受けている女性の中には自分自身が悪いと思って表に出てこない人もいるようだ。
- 妻が夫から暴力を振るわれるような場合には、民生委員の方が助けに入るといったことはないのだろうか。
- 民生委員も現在は自分が担当している独居老人を見て回るだけで精一杯という状況があり、また、町内会にも入らない若い方がDV被害を受けたときには町内会でも把握できないという状況にある。
- 裁判所ではDV関連の手続について広報を実施しているのか。
- DV関係の制度広報は、被害者が行政機関の窓口相談に来ることが多いので、行政機関と連携する必要がある。そこで、裁判所から行政機関に対してDV関連の制度説明を実施したことがある。
- 裁判所のホームページにDV関連の制度に関する記載はあるのか。
- DV関連の手続に関する記事がある。
- 現状では、配偶者暴力保護命令事件は、基本的に申立てから2週間程度で決定がでていく。費用としても収入印紙と郵便切手で数千円程度であり、それ程高額でもない。
- 裁判所では民事訴訟に関する情報発信が十分にできているのか。
- 情報発信の方法の一つとして、中学生の裁判所見学等を実施してみてもどうか。
- 裁判所も弁護士会も民事訴訟についての情報発信をもっとすべき

だと思う。ただ、顧問弁護士制度をどのように広げるかという問題も
弁護士側にはあると思う。

- 個人的な印象だが、裁判所は以前に比べてすごくオープンになっていると思う。
- 民事訴訟を必要としている人がもっと利用しやすくなるように、裁判所も弁護士会も工夫していきたい。